

平成27年8月24日

答申第574号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「BSプレミアム、総合テレビの同日放送についての各放送番組審議会の意見・議事概要」について開示の求めがあった。

NHKは、「BSプレミアム、総合テレビの同日放送」について各放送番組審議会の意見を文書に取りまとめていないため、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は取りまとめておらず、存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い  
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）

第592号諮問、審議、答申